

令和2年度第1回東大和市個人情報保護審議会 質問に対する回答内容

説明員 所属・氏名	福祉推進課長 嶋田 淳	整理番号	諮問2
諮問案件名	障害福祉サービス事業所の実地検査の委託について		
1. 質問者 【 委員 】			
連絡 【 電話 ・ メール ・ FAX】			
2. 質問内容			
① 事業内容の詳細について伺う。 施設が適切に業務を行っているかを検査することは分かるが、定期的 に実施するのか、利用者に対しても福祉サービスが適切に実施されてい るか、検査を行うのか伺う			
3. 上記質問に対する回答内容とその結果			
① (前段) 令和2年度から本格的に障害関連事業所の指導検査に入る予 定である。今後定期的に検査に入る予定であるが、限りある人員体制で 行うことから、業務のボリュームなどを勘案しながら検査に入る頻度等 を考えていきたい。 (後段) 事業所の検査であることから、基本的には利用者側から聞き 取り等を行うことはない。ただし、利用者やその家族などから、事業所 が不適切な運営をしているなどの通報があった場合には、通報の内容の 事実確認のため、利用者等から聞き取りを行うことはあり得る。			

説明員 所属・氏名	福祉推進課長 嶋田 淳	整理番号	諮問2
諮問案件名	障害福祉サービス事業所の実地検査の委託について		
<p>1. 質問者 【 委員 】</p> <p>連絡 【 電話 ・ <input type="text" value="メール"/> ・ FAX】</p> <p>2. 質問内容  審議会諮問書（個人情報取扱事務の委託）6 委託内容について  ①具体的な委託内容は、実地検査への同行のみか。  ②市の職員と受託法人の指導検査員と一緒に実地検査をするということか。  ③個人情報の記録形態としては、文書・図画・写真・電磁的記録媒体とあるが（諮問書 p19）、これらの情報を管理するのは市で、受託法人へは、実地検査に必要な範囲で情報を共有するということか。それとも、文書等の記録自体を受託法人に管理させるのか。</p> <p>3. 上記質問に対する回答内容とその結果</p> <p>①実地検査への同行時には、市職員と同様に書類の閲覧、ヒアリング、施設見学、質問等を行わせる。これに加え、実地検査後に報告書類の提出を求める。  ②ご指摘のとおり、市職員と受託法人の指導検査員と一緒に実地検査を行う。  ③事業所から提出された書類等は市で管理をし、受託法人は管理を行わない。受託法人の指導検査員が記録した書類等(メモ等含む)は受託法人が保管する。</p>			